

# 経営体育成支援事業実施要綱

## 第1 趣旨

農業従事者の減少と高齢化が進む中において、農業の持続的発展を図りつつ、国民への食料の安定供給を図るためには、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、意欲ある多様な経営体の育成・確保を図ることが喫緊の課題となっている。

このような課題を踏まえ、新規就農者、意欲ある経営体及び集落営農等の多様な経営体が、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械の導入等について支援することとする。特に、地域農業の活性化や6次産業化等に重要な役割を果たしている女性経営体の取組については、優先的に支援措置を講じることとする。

その際、意欲ある多様な経営体の育成・確保は、国の責務として取り組むべき重要施策であることに鑑み、国の政策的メッセージを支援対象に的確かつ明確に伝えるとともに、支援の一層の効率化・重点化を図る観点から、国による直接採択方式により意欲ある多様な経営体の育成・確保に取り組む事業実施主体への支援措置を講じることとする。

## 第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する目標を定め、この目標の達成に取り組む地域を支援することにより、意欲ある多様な経営体の育成・確保を図るものとする。

## 第3 事業の実施

### 1 事業の実施方針

本事業は、地域が抱える意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する課題を明確にするため、事業実施主体が経営体育成支援計画（地域の合意に基づき、今後の農業を担う意欲ある多様な経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。以下「支援計画」という。）等を作成し、第2に掲げる目標の達成に向けて実施する助成事業等に対して支援するものとする。

また、地域における女性経営体の取組を優先的に支援するため、女性経営体を対象とした経営体育成支援計画（女性経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものという。以下「女性支援計画」という。）を別途作成することができるものとする。

### 2 事業の内容

本事業は、意欲ある多様な経営体の育成・確保を図るものとして、次に掲げる事業類型等により構成し、事業内容、事業実施主体、承認基準及び補助率は、別表に掲げる内容とする。

なお、女性支援計画に基づき実施する事業は、(1)のみとする。

ただし、災害等が生じ、経営局長が特に緊急に対応する必要があると認める場合においては、次に掲げる事業のほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

この場合においては、第3の1及び3から7まで、第4から第7まで並びに別表の規定は、適用しないものとし、事業の実施方針、事業内容、事業実施主体、補助率その他事業の実施に必要な事項は、経営局長が別に定めるところによるものとする。

#### (1) 一般型

- ア 新規就農者補助事業
- イ 融資主体型補助事業
- ウ 追加的信用供与補助事業
- エ 集落営農補助事業

#### (2) 条件不利地域型

#### (3) 経営体育成交流啓発事業

ア 交流啓発活動

イ 優良経営体調査等活動

### 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成23年度から平成26年度までとする。

### 4 事業実施地区

(1) 支援計画または女性支援計画（以下「支援計画等」という。）に基づき実施する事業については、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において行われるものとする。

ただし、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが地域の経営体の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。

なお、支援計画に基づき実施する事業における「地区」とは、地域の経営体の育成・確保に関する合意形成を図ることができると認められる範囲とし、原則として、おおむね集落単位から事業実施主体の活動範囲までとする。ただし、女性支援計画に基づき実施する事業における「地区」は、事業実施主体の活動範囲とする。

(2) 条件不利地域型については、上記（1）に掲げる地域であり、かつ、次のアからウまでのいずれかに該当する地域とする。

ア 対象地域において、農家1戸あたりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道においては2ha）未満であり、かつ農地面積が0.5ha（北海道においては2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域。

イ 対象地域の販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家をいう。）に対する副業的農家（農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子帯員がいない農家をいう。）の割合が7割（北海道においては3割）以上の地域であって、主業農家（農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。）の割合が1割（北海道においては6割）以下の地域。

ウ 農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定めるところにより、地形的条件等から事業実施主体が、特に経営体を育成・確保する必要があると認める地域。

### 5 成果目標

支援計画等に定める成果目標は、当該事業実施地区における意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する目標として、次に掲げるいずれか又は全ての成果目標を設定するものとする。

(1) 経営体の育成・確保に関する目標

(2) 人材の育成・確保に関する目標

(3) 雇用の創出に関する目標

### 6 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要綱」という。）第3の6の（5）により本事業に振り替えて実施する事業（以下「振替事業」という。）については、平成26年度とする。

### 7 実施手続

(1) 支援計画等の作成

2の（1）及び（2）の事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める支援計画等を作成するものとする。なお、振替事業については、交付金要綱第3の1の経営体育成施設整備計画を本事業の支援計画とみなすものとする。

ア 地域農業の現状と将来ビジョン

イ 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標

ウ 実施計画

エ その他必要な事項

## (2) 支援計画等の承認等

- ア 事業実施主体は、支援計画等を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に申請し、その承認を受けるものとする。
- イ 地方農政局長は、アにより申請のあった支援計画等について、経営局長が別に定める要件を全て満たす場合に、当該支援計画等の承認を行うものとする。
- ウ 振替事業については、イの規定にかかわらず（4）の重要な変更該当する場合を除き、支援計画の受理をもって承認を受けたものとみなすものとする。
- エ イ又はウの承認を受けた事業実施主体は、支援計画等に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に当該支援計画等の内容を通知するものとする。

## (3) 事業計画の提出等

2の（3）の事業を実施しようとする全国担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知。以下「設置要領」という。）第1の1の（2）のウの規定に基づき農林水産大臣の承認を受けたものをいう。以下同じ。）は、経営局長が別に定めるところにより、当該年度の事業計画を作成し、経営局長に提出するものとする。

## (4) 支援計画等の重要な変更

（2）により承認を受けた計画について、経営局長が別に定める重要な変更を行う場合は、（2）に掲げる手続きに準じて行うものとする。

## 第4 目標達成状況の報告等

- 1 事業実施主体は、支援計画等の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、経営局長が別に定めるところにより、支援計画等に定められた成果目標等の達成状況を地方農政局長に報告するものとする。なお、振替事業を実施している地区についても本通知に基づき成果目標等の達成状況の報告を行うものとする。
- 2 地方農政局長は、1による報告を受けた場合は、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、当該年度における成果目標等の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて事業実施主体を指導するとともに、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、成果目標等の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあっては、2による地方農政局長からの報告を取りまとめ、公表するものとする。
- 4 第3の2の（3）の事業を実施した全国担い手育成総合支援協議会は、経営局長が別に定めるところにより、前年度の事業実績を経営局長に報告するものとする。

## 第5 事業の評価

支援計画等に定められた目標年度の成果目標等の達成状況について、次に掲げる方法で評価を行うものとする。なお、振替事業を実施している地区についても本通知に基づき評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、経営局長が別に定めるところにより、目標年度における支援計画等に定められた成果目標等の達成状況について、自ら評価し、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の報告を受けた場合は、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標等の達成状況の評価を行うこととし、その結果を踏まえて、必要に応じて事業実施主体を指導するとともに、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 3 事業評価を行った地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、2により報告を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

## 第6 事業の推進体制等

- 1 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、市町村、農業団体等相互の密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県協議会（農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。）第2の1の（2）の都道府県農業再生協議会又は、設置要領第1の2の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた都道府県担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ）は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、会員である都道府県、農業団体等相互の密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。  
また、都道府県協議会は、事業実施主体との連携・協力関係の構築に努め、本事業の円滑な実施を図るものとする。
- 3 国は、地域の実情に即し、かつ、農業者等の自主性及び創意工夫を活かした本事業の効果的かつ適正な実施が図られるよう、農林水産省本省、地方農政局、地域センター（北海道農政事務所を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局が相互に連絡調整を緊密にすること等により、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県、市町村及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

## 第7 関連施策との連携

事業実施主体は、本事業以外の経営体の育成・確保に関する各種施策の積極的な活用に努めるものとする。

## 第8 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 地方農政局長は、事業実施主体及び事業実施主体から助成を受ける者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体等に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 3 地方農政局長は、事業実施主体等に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることができる。

## 第9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、経営局長が別に定めるところにより、事業実施主体が意欲ある多様な経営体に対して助成する経費等について、補助するものとする。

## 第10 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、経営局長が別に定めるところによるものとする。

### 附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。）及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（交付金要綱第3の2の

(1) のウ及び(2) のイに掲げる事業をいう。)により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、要綱第3の2の(1)のウの経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

別 表

| 事業内容  | 事業実施主体   | 承認基準   | 補助率  |
|---|--|--|--|
| <p>1 一般型</p> <p>(1) 新規就農者補助事業<br/>この事業は、支援計画等に基づき、認定就農者(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第4条第1項の認定を受けた者をいう。)等が行う農業用機械等の導入について助成を行う事業とする。<br/>なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)の基準を適用しないものとする。</p> <p>(2) 融資主体型補助事業<br/>この事業は、支援計画等に基づき、意欲ある経営体が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資(以下「プロジェクト融資」という。)を活用し、事業を行う場合において、当該整備事業に係る経費からプロジェクト融資の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。<br/>なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。</p> <p>(3) 追加的信用供与補助事業<br/>この事業は、支援計画等に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(2)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。</p> | <p>地域協議会等(経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。)</p> <p>地域協議会等</p> <p>地域協議会等</p> | <p>経営局長が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>経営局長が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>—</p> | <p>1/2以内(ただし、経営局長が別に定める場合を除く。)</p> <p>3/10以内(ただし、経営局長が別に定める場合を除く。)</p> <p>定額</p> |

|  |                       |                               |                                    |
|--|-----------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| <p>(4) 集落営農補助事業<br/>この事業は、支援計画等に基づき、集落等を単位として農作業の共同化、農業用機械の共同利用等を行う集落営農組織が法人化を図るために必要な農業用機械等の導入について助成を行う事業とする。<br/>ただし、当該集落営農組織がこの事業を行うに当たっては、法人化の取組を行うに当たっての指針として、経営局長が別に定める集落営農法人化等経営発展計画をあらかじめ作成するものとする。</p>              | <p>地域協議会等</p>         | <p>経営局長が別に定める要件を満たしていること。</p> | <p>1/2以内（ただし、経営局長が別に定める場合を除く。）</p> |
| <p>2 条件不利地域型<br/>この事業は、経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体が経営の規模拡大、複合化等を図るために必要となる共同利用機械等の導入について助成を行う事業とする。</p>   | <p>地域協議会等</p>         | <p>経営局長が別に定める要件を満たしていること。</p> | <p>1/2以内（ただし、経営局長が別に定める場合を除く。）</p> |
| <p>3 経営体育成交流啓発事業<br/>この事業は、意欲ある経営体の経営改善を図るために、経営体間の交流啓発や優良な経営体の事例調査等を行うため、次の活動を実施する事業とする。<br/>(1) 交流啓発活動<br/>ア 経営体交流実行委員会の開催<br/>イ 経営体交流会の開催<br/>ウ 優良経営体表彰・発表会の開催<br/>(2) 優良経営体調査等活動<br/>ア 優良経営体調査活動<br/>イ 優良経営体選考委員会の開催</p> | <p>全国担い手育成総合支援協議会</p> | <p>—</p>                      | <p>定額</p>                          |

なお、女性支援計画に基づき実施する事業は、1のみとする。